

沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱

(趣旨)

第1条 この沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱（以下「運用要綱」という。）は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の施行について、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）及びその他特別な定めがある場合を除くほか、必要な事項を定め、法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この運用要綱において使用する用語は、法、施行令、施行規則及び法第4条に規定する大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針（平成19.2.1 経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）において使用する用語の例による。

(事前相談)

- 第3条 知事は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定により届出を行おうとする者（以下「届出予定者」という。）に対し、届出予定の内容等について事前相談を行うよう求めるものとする。
- 2 届出予定者が前項の規定による事前相談を行う場合は、届出予定の内容について記載した大規模小売店舗出店（又は変更）計画概要書（様式1）及び法第7条第1項に規定する説明会の日時、場所等について記載した説明会予定概要書（様式2）を提出するよう努めるものとする。

(法に基づく届出書等の提出部数)

- 第4条 次の各号に掲げる届出及び法第5条第2項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）の書類（以下「添付書類」という。）の提出部数は原本3部、複写10部とする。
- (1) 法第5条第1項の規定による届出及び添付書類
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出及び添付書類
 - (3) 法第8条第7項の規定による届出及び添付書類
 - (4) 法第9条第4項の規定による届出及び添付書類
 - (5) 法附則第5条第1項の規定による届出及び添付書類
- 2 法第6条第1項の規定による届出の提出部数は原本3部、複写2部とする。
- 3 次の各号に掲げる届出の提出部数は原本1部、複写1部とする。
- (1) 法第6条第5項の規定による届出
 - (2) 法第11条第3項の規定による届出
- 4 知事は、特に必要と認める場合は、前三項で定めた提出部数を増やすことができるものとする。

(公告)

第5条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む）、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、沖縄県公報により行うものとする。

(縦覧)

第6条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む）、法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧は、沖縄県商工労働部中小企業支援課等において行うものとする。

(軽微な変更)

第7条 法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更として法第6条第2項の規定による届出を行う者は、施行規則第7条第2項に規定する届出書に軽微変更申請書（様式3）を添付するものとする。

2 知事は、前項の規定による届出が施行規則第8条に規定する軽微な変更の事由に該当するか否かについて、書面により通知するものとする。

(説明会の開催等)

第8条 法第7条第1項に規定する説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮して行うものとする。

2 知事は、法第7条第1項の規定による説明会が開催された場合には、開催後2週間以内に説明会の実施状況を記載した報告書（以下「説明会報告書」という。）（様式4）を提出するよう、説明会開催者に求めるものとする。

(掲示による説明会)

第9条 法第6条第2項の規定による届出をした者が、施行規則第11条第2項に規定する方法で行おうとする場合には、施行規則第7条第2項に規定する届出書に掲示による説明会申請書（様式5）を添付するものとする。ただし、運用要綱第7条第1項の軽微変更申請書を提出する者はこの限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出が施行規則第11条第2項の規定により、説明会を開催する必要がないと認めるか否かについて、書面により通知するものとする。

(説明会の公告)

第10条 説明会開催者が法第7条第2項の規定による公告を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 説明会の開催日時及び場所
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (3) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を営む又は営む予定の主な小売業者の名称及び所在地
- (4) 新設又は変更届出の概要
- (5) 当該説明会に係る問い合わせ先

2 施行規則第12条第3号に規定する県が適切と認める方法は、当該大規模小売店舗の敷地内の公衆の目に触れやすい場所において、立て看板等を用いて前項に定める事項を公告するとともに、以下に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞2紙に、当該説明会の公告を掲載する方法
- (2) 前号の日刊新聞2紙に公告のチラシ等を折込む方法
- (3) 公告のチラシを住居等に直接投函する方法

3 前項第2号及び第3号の方法による場合には、当該大規模小売店舗の新設又は変更により生活環境に影響を与える範囲を予測して公告するものとする。この場合において説明会開催者は、公告する範囲について事前相談を行うよう努めるものとする。

(説明会を開催することができなかった場合)

第11条 説明会開催者は、法第7条第2項の規定により公告した説明会が施行規則第13条第1項に掲げる事由により開催することができなかった場合には、速やかに運用要綱第8条第2項に規定する説明会報告書に、開催できなかった理由及び施行規則第13条第2項に規定する周知方法を記載して提出するものとする。

2 知事は、報告書において施行規則第13条第2項第3号に規定する周知方法の意見を求められた場合には、説明会開催者に対しその方法を書面により通知するものとする。

(意見書の提出)

第12条 法第8条第2項の規定により意見を有する者は、法第8条第2項の規定による意見書(様式6)を沖縄県商工労働部中小企業支援課あて郵送、持参又はその他知事が適切と認める方法により提出するものとする。

2 知事は、法第8条第2項の規定により提出された意見書のうち、明らかに個人に関する情報と判断されるもの、公序良俗に反すると認められるもの及び法第4条に規定する指針の範囲を超えると判断されるものについては、公告、縦覧を行わないことができるものとし、法第8条第4項に基づく県の意見を述べる際にも配慮しないことができるものとする。

(県の意見)

第13条 知事は、法第8条第4項により意見を述べる場合又は意見を有しない場合には、その旨を書面により通知するものとする。

(変更しない旨の通知)

第14条 法第8条第7項の規定による変更しない旨の通知は、届出事項の変更をしない旨の通知書(様式7)により行うものとし、2部提出するものとする。

(勧告)

第15条 法第9条第1項の規定により勧告する又は勧告しない場合には、その旨を書面により通知するものとする。

(勧告に対する変更届出)

第16条 知事は、法第9条第4項による変更の届出が、法第9条第1項により勧告した内容を適正に反映していると認められる場合には、当該変更届出をした者に対し公表しない旨を書面により通知するものとする。

2 法第9条第4項に規定する変更届出を行わない場合は、勧告に対し変更をしない旨の通知書(様式8)を2部提出するものとする。

3 知事は、次に掲げる事項に該当する場合には、法第9条第1項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったものとみなすことができるものとする。

(1) 法第9条第1項の規定による勧告が行われた日から、原則として1月以内に法第9条第4項の規定による変更届出又は前項の通知を行わない場合

(2) 法第9条第4項に規定する変更届出を行わずに当該大規模小売店舗において小売業の営業を開始した場合

(公表前の事情聴取)

第17条 知事は、法第9条第7項の規定により公表しようとする場合、あらかじめ、法第9条第1項の規定による勧告を受けた者に対して、勧告に従わない理由等についてその事情を聴取することができるものとする。

(公表)

第18条 法第9条第7項の規定により行う公表は県政記者クラブ等への情報提供又はその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 法第9条第7項の規定により公表する事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 法第9条第1項の規定に基づく勧告の内容
- (4) 届出者の勧告に従わない理由
- (5) その他知事が必要と認める事項

附則

この運用要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この運用要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この運用要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この運用要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附則

この運用要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附則

この運用要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この運用要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この運用要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この運用要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式

- 1 大規模小売店舗出店（又は変更）計画概要書（第3条第2項）
- 2 説明会予定概要書（第3条第2項）
- 3 軽微変更申請書（第7条第1項）
- 4 説明会報告書（第8条第2項）
- 5 掲示による説明会申請書（第9条第1項）
- 6 法第8条第2項の規定による意見書（第12条第1項）
- 7 届出事項の変更をしない旨の通知書（第14条第1項）
- 8 勧告に対し変更しない旨の通知書（第16条第2項）

(様式1)

大規模小売店舗出店（又は変更）計画概要書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

(建物設置者)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

(相談者・届出担当者名及び連絡先)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

連絡先

※相談者とは、設置者に代わって事前相談を行う者
がある場合に記載

次のとおり大規模小売店舗の新設（変更）について計画していますので、計画概要書を提出します。

1. 出店の趣旨

(出店場所の選定理由、立地場所の特性、店舗コンセプト、その他出店計画の周辺環境等を簡潔に記載して下さい。)

2. 建物及び計画敷地の概要

(1) 建物設置者の概要

(事業内容等を記載して下さい。)

(2) 計画敷地の概要

①敷地面積及び土地の所有形態

(分散確保予定の駐車場敷地等がある場合はその分も記載)

②法令上の用途等

(都市計画法上の地域地区、建ぺい率、容積率、農地法上の制限等)

③行政上の施策との関係

(市街地再開発事業、土地区画整理事業等)

④現在の利用状況及び用地確保の状況

(3) 建物の構造及び規模（建物毎に記載）

①店舗面積、建築面積、延べ床面積、各階毎の店舗面積、その他の事業の面積

②建物構造

3. 計画地周辺の概要

(1) 立地環境

(計画地の周辺環境を具体的に記載して下さい。)

(2) 隣接地の用途現況

(計画地の周囲4方向の隣接地について記載して下さい。)

(3) 街並みづくりの計画の有無及びその内容等

(計画地周辺において街並みづくりの計画がある場合は、具体的な内容等を記載して下さい。また、地区計画等についても記載して下さい。)

4. 小売業以外の施設設置計画の有無及び事業内容

(小売業以外の施設を併設する場合、その事業内容等について記載して下さい。)

5. 着工予定年月日及び開店予定日 (別途スケジュール表等を添付しても可)

6. 事前相談を希望する事項

(大規模小売店舗立地法の届出を行うに当たって、事前に相談を希望する事項について具体的に記載して下さい。)

※大規模小売店舗立地法施行規則に規定する添付書類等で作成済みまたは作成中の書類等を適宜添付して下さい。

※広域見取図 (当該大規模小売店舗の敷地から概ね2～3km圏内の道路状況、並びに学校・病院・消防署等公共的施設の状況がわかるもの)、用途指定図 (計画地周辺の都市計画法上の用途指定がわかるもの) を添付して下さい。

(備考) 上記項目を満たしていれば、届出予定者において定める書式で作成しても構いません。

(様式2)

説明会予定概要書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を予定している日時及び場所
 - (1) 日時
 - (2) 場所

※会場の所在地がわかる地図を添付して下さい。

※複数回の開催を予定している場合には、各々の予定を記入して下さい。

- 3 その他
 - (1) 説明会の周知方法
 - (2) 説明会の対象範囲（地図を添付して下さい。）
 - (3) 市町村との協議状況
 - (4) その他特記事項

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式3)

軽微変更申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更する事項
(法第5条第1項第5号の経済産業省令で定める施設の配置に関する事項を記載)
変更前の位置

変更後の位置
- 3 変更予定年月日
- 4 変更する理由及び生活環境に与える影響が変更前に比して変化しないとする理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 生活環境に与える影響が変更前に比して変化しないことを証する書類を添付すること。

(様式4)

説明会報告書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱 { 第8条第2項 } の規定により、下記のとおり提出します。
第11条第1項 }

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会の周知方法
- 3 開催日時及び場所
- 4 説明者側出席者
- 5 出席者人数
- 6 議事の概要
- 7 参加者からの質疑及び開催者の回答
(質疑及び回答が多い場合は別紙としても構わない)
- 8 その他

- (注) 1 説明会を複数回開催した場合には、実施日・実施場所ごとに作成して下さい。
2 質疑及びそれに対する回答が多い場合は別紙としても構いません。
3 開催ができなかった場合には、1～3の事項と8のその他の欄にその理由及び説明会に代わる周知方法を記載して下さい。
4 施行規則第13条第2項第3号の周知方法について県の意見を求める場合には、その他の欄にその旨記載して下さい。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式 5)

掲示による説明会申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

沖縄県大規模小売店舗立地法運用要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会の開催が掲示により行うことで足りるとする理由
- 3 説明会を掲示により行う場合の周知方法等
 - (1) 届出等の要旨を掲示する場所
 - (2) 掲示内容
 - (3) 掲示期間
 - (4) その他特記事項

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式 6)

法第 8 条第 2 項の規定による意見書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 住所、氏名の縦覧について（該当箇所を○で囲んで下さい）

・希望する

・希望しない

3 意見

○意見書の記載及び提出については裏面をご覧ください。

○意見の提出は、届出の公告の日から 4 ヶ月以内となっておりますので、期限については裏面の提出先にお問い合わせ下さい。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(別紙)

意見書の記載及び提出について

1. 意見書には住所・氏名又は団体名及び団体の代表者名について記入して下さい。
住所・氏名を記入されない場合には、受理できないことがありますのでご注意願います。
2. 意見を述べる対象となる大規模小売店舗の名称は必ず記載して下さい。店舗名の記載がない場合は受理できないことがありますのでご注意願います。
3. 意見書が提出できる期間は、意見の対象となる大規模小売店舗の届出が沖縄県公報に掲載された日から4ヵ月以内とされています。期限経過後は受理できませんのでご注意願います。(届出者による説明会は、県への届出後2ヵ月以内とされておりますので、説明会終了後2ヵ月以内を目安として下さい。詳細については下記5の提出先にお問い合わせ頂きますようお願いします。)
4. 受理された意見書は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により、意見の概要について「沖縄県公報」に掲載された後、掲載の日から1ヵ月間縦覧されます。
ただし、記入者が住所・氏名の縦覧を希望しない場合は、意見のみを縦覧します。
5. 意見書は下記の提出先あて郵送又は持参の方法でお願い致します。
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県 商工労働部 中小企業支援課
(連絡先) TEL : (098) 866-2343 FAX : (098) 866-4661
6. 大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書及び添付書類は、次の場所で届出の公告の日から4ヵ月間縦覧に供しております。(意見書の縦覧も同じ場所で行います。)
○沖縄県 商工労働部 中小企業支援課 (本庁8階)
○当該大規模小売店舗の所在する市町村 (市町村の協力が得られる場合)
7. 意見を述べることができる範囲について
大規模小売店舗立地法で建物設置者に配慮を求めることができる事項は以下のとおりです (不明な点については上記5の提出先までお問い合わせ下さい)。
 - ①駐車需要の充足等交通に係る事項
(駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造等、駐輪場の確保等、荷さばき施設の整備等、来客自動車の駐車場までの経路の設定等)
 - ②歩行者の通行の利便の確保等
 - ③廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ④防災・防犯対策への協力
 - ⑤騒音の発生に係る事項
(騒音問題に対応するための対応策について、騒音の予測・評価について)
 - ⑥廃棄物に係る事項等
(廃棄物等の保管について、廃棄物等の処理について、その他設置者として廃棄物等に関連する対応方策について)
 - ⑦街並みづくり等への配慮等